

平成 19 年 2 月 20 日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道及び暗渠排水）相知地区及び平成 22 年 3 月 26 日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農業用排水施設、圃場整備及び鳥獣侵入防止施設）相知地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成 23 年 3 月 18 日

佐賀県知事 古 川 康